文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思ぶんきょうくしょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら いし ぶんきょうくしょうがいしゃ

疎通の促進に関する条例そのう そくしん かん じょうれい

ぶんきょうく 文京区は、 文京区基本構想の理念にのっとり、全ての人がぶんきょうくきほんこうそう りねん

障害の有無にかかわらず、等しく尊重され、互いの立場を思いしょうがい うむ そんちょう

やりながら行動するとともに、平等な立場であらゆる分野の活動であららいる分野の活動です。 こうどう

へ参加することができる地域社会の実現を目指している。 さんか ちいきしゃかい じつげん めざ

そのためには、障害者にとって、可能な限り、その必要とするいためには、障害者にとって、可能な限り、その必要とする

じょうほう 情 報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段についてのワロタラ しゅとくおよ りようなら いしそつう

およ 選択の機会が確保されることが必要であり、当該情せんたく きかい かくほ 及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることがおよりようなら いしそつう えんかつ じゅうぶん おこな 当 該 情 報 の 取 得とうがいじょうほう しゅとく

重要である。じゅうよう

疎通の促進に取り組むことで、全ての人が支え合い、安心して暮らそつう。そくしん。と、く すことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定すいことができる地域社会の実現を目指して、この条のないないない。 じょうれい せいてい ぶんきょうく 文京区は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思ぶんきょうく しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら いし

(目的)

る。

第一条。この条例は、障害者が情報を十分に取得し、だいいちじょう。 じょうれい しょうがいしゃ じょうほう じゅうぶん しゅとく およ 及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するためおよ。りよう。 なら こんかつ いしそつう はか そくしん

とともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人がいともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が の基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするきほんりねん。さだ、く、くみんおよ、じぎょうしゃ、せきむ、あき

社会を実現することを目的とする。しゃかい。じつげん しょうがい 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域しょうがい うむ

ていぎ

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、だいにじょう じょうれい

いち それぞれ当該各号に定めるところによる。とうがいかくごう。さだ 障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」しょうがいふく 障害者 身体障害、知的障害、しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい 精神障害 (発達せいしんしょうがい はったつ

いとな という。)がある者であって、障害及び社会的障壁 営む上で障壁となるような社会における事物、制度、いとなうえでしょうへき (障害がある者にとって日常生活又は社会生活をしょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ

に

あるものをいう。

日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい 観念その他一切のものをいう。)により継続的にかんねん たいっさい そうとう

筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、ひっき てんじ もじひょうき ひつだん しょくしゅわ ゆびてんじ おんせい えず 情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段じょうほう。しゅとくおよ。りようなら。いしそつう。しゅだん 平易な表現、代筆、へいい ひょうげん だいひつ ケーションツールその他障害者が日常生活又は社会 一代読、 ICTを活用したコミュニだいどく あいしーてぃー かつよう 手話、 ようやく

に意思疎通のための手段をいう。いしそつう

生活を営む上で必要とする情せいかつ いとな うえ ひつよう

情報の取得及び利用並びじょうほう しゅとくおよ りようなら

区 く みん 区の区域内 (以下「区内」という。)に住む人、いか くない ひと 働たらく

人及び学ぶ人をいう。ひとおよ まな ひと

四よん 事 業 者 し ぎょうしゃ 区内において事業活動を行う法人その他くない じぎょうかつどう おこな ほうじん た

 \mathcal{O}

団体又は個人をいう。だんたいまた。こじん

五ご 当事者団体 主として障害者及び障害者と目しゅ しょうがいしゃおよ しょうがいしゃ にち

にちじょう

生活を共にする者等をもって構成される団体をいう。せいかっ とも ものとう こうせい だんたい

(基本理念)

第二条 疎通の促進は、そつら そくしん 障害者による情報の取得及び利用並びに意思しょうがいしゃ
じょうほうしゅとくおよりようならいし 次に掲げる事項を基本理念として行われなけれつぎ かか じこう きほんりねん おこな

ばならない。

いち 障害者は、しょうがいしゃ 可能な限り、かのうかぎ それぞれの障害の特性に応じしょうがい とくせい おう

た情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切にじょうほう(しゅとくおよ)りようなら)いしそつう(しゅだん)てきせつ

選 択することができなければならないこと。せんたく

情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得じょうほう。どういつ。ないよう。じょうほう。どういつ。じてん 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得するしょうがいしゃ。かのうかぎ。しょうがいしゃものしゅとく しゅとく

することができなければならないこと。

三さん 全ての人は、障害の有無にかかわらず、すべ
ひと
しょうがい
うむ 相互に 尊 重 されそうご そんちょう

なければならないこと。

(区の責務)

第四条だいよんじょう の他関係機関等と協力し、たかんけいきかんとう きょうりょく 区は、区民、事業者、 ぜんじょう 前 国及び他の地方公共団体そくにおよた ちほうこうきょうだんたい 条に規定する基本理念(以下よう きてい きほんりねん いか

基本理念」という。)に基づき、きほんりねん 施策を推進するものとする。

(区民の責務)

だいごじょう 第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策くみん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく

に協力 するよう努めるものとする。 きょうりょく つと

(事業者の責務)

第六条だいろくじょう 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進すじぎょうしゃ。 きほんりねん たい りかい ふか く すいしん

る施策に 協 しさく きょうりょく 力するよう努めるものとする。 <u>く</u>と

2 しょうがいしゃ 障 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、じぎょうしゃ じぎょうかつどう きほんりねん もと 害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用うがいしゃ ひつよう じょうほう じゅうぶん しゅとく およ りよう

並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとなら えんかつ いしそつう はか はか

(施策のしさく 進

第七条だいななじょう 区 < は、 第四条にだいよんじょう 条に規定する責務を果たすため、ょう。きてい。せきむ。は 次に掲げっぎかか

る施策を推進するものとする。しさく すいしん

いち しょうがいしゃ 障 害 者による情 情報の \mathcal{O} 取得及び利用並しゅとくおよ りようなら びに意思疎通いしそつう \mathcal{O}

そくしん 促進に関する施策をくしんがんがんしょく

しょうがいしゃ 障 害 者 による 情 情報の取得及び利用並びに意思疎通じょうほうしゅとくおよりようならいにそつう

 \mathcal{O}

手段の普及及び啓発に関する施策しゅだん。 ふきゅうおよ けいはつ かん しさく

三なん 支援を行う者の確保、しえん おこな もの かくほ しょうがいしゃ 者 による 情 情報 の取得及び利用並びに意思疎通のしゅとくおよりようならいしそつう 養成及び資質向 上ようせいおよ ししつこうじょう 上のための 施策 しさく

く 施策

2 第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るだいいちこう。 きてい しちょうそんしょうがいふくしけいかく せいごうせい はか 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者 基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) 第十一条きほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう だいじゅういちじょう (平成 十七年 法律第百二十三号) 第八十八条へいせい じゅうななねん ほうりつ だいひゃくにじゅうさんごう だいはちじゅうはちじょう 区 < は、、 前項各号に掲げる施策の推進に当たり、ぜんこうかくごうがかかしさくないがしん。あ 障 害 しょうがいしゃ (T)

ものとする。

区は、第一項各号に掲げる施策の推進、実施状、況く だいいちこうかくごう かか しさく すいしん じっしじょうきょう 況の点検

及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要およ。みなお。おこな。あとうじしゃだんたい。ようぼう。ふいひつよう

があると認めるときは、当該団体から意見を聴取する機会をかあると認めるときは、当該団体から意見を聴取する機会を

設けるものとする。 (委任)

第一八条だいはちじょう この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。じょうれいしこうかんひつようじこうくちょうさだ

付ふ 則そく

この条例は、 令和六年四月一日から施行する。れいわろくねんしがつついたち しこう